

(参考資料) 医療分野における個人情報の取扱い主体と適用法・監督官庁の例

個人情報の取扱い主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
独立行政法人 国立病院機構岩手病院	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
地方独立行政法人 宮城県立病院機構	宮城県個人情報保護条例	宮城県
盛岡市立病院	盛岡市個人情報保護条例	盛岡市
気仙沼市立病院	気仙沼市個人情報保護条例	気仙沼市
日本赤十字盛岡病院	個人情報保護法	厚生労働省
財団医療法人〇〇会病院	個人情報保護法	厚生労働省
個人医院 (△△医院)	個人情報保護法	厚生労働省
□□広域連合立□□病院	□□広域連合個人情報保護条例 *1	□□広域連合
〇〇市立〇〇病院 指定管理者： 民間事業者 (医療福祉法人△△会)	< 指定管理者募集要項、条例等に規定されている場合 > 〇〇市個人情報保護条例 *2	〇〇市
	< 規定されていない場合 > 個人情報保護法	〇〇市 or 厚生労働省 *3
〇〇衛生組合立 △△地区休日急患診療所	適用法なし *4	〇〇衛生組合

作成：鈴木正朝 (新潟大学教授) ・ 湯浅壱道 (情報セキュリティ大学院大学教授)

*1 隠岐広域連合個人情報保護条例の例がある。

*2 指定管理者は民間事業者であり自治体の業務委託ではないが、個人情報保護法ではなく条例が適用される (総務省自治行政局長通知 (通知平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号) 参照)。

*3 実質的には市の管理責任が問われなければならないが、指定管理者が民間事業者 (個人情報取扱事業者) である点に着目すれば主務大臣は厚生労働省となる。

*4 足柄上衛生組合立足柄上地区休日急患診療所の例がある。足柄上衛生組合は個人情報保護条例を持たず、構成地方公共団体である南足柄市個人情報保護条例にも、構成員となっている一部事務組合の個人情報の取り扱いに関する規定がない。